

公立大学法人滋賀県立大学研究インテグリティに関する規程

令和8年4月1日

公立大学法人滋賀県立大学規程第182号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学（以下、「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究インテグリティとは、研究活動の国際化やオープン化に伴う新たなリスク（外国・地域からの不当な影響による利益・責務相反や技術流出等）に対して確保が求められる研究の健全性および公正性をいう。
- (2) 研究インテグリティ・マネジメントとは、研究インテグリティの確保に向けた情報を集約、事実関係を確認し、かつ、リスクに対し必要なマネジメント（経営判断）を行うことをいう。
- (3) 研究者とは、教員、職員、学生等の本学において研究活動を行う全ての者をいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は本学における研究インテグリティ・マネジメントを総括し、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第4条 研究インテグリティ・マネジメントに関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置き、研究を担当する理事をもって充てる。

(研究者の責務)

第5条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、研究インテグリティに関して必要な情報を本学へ報告するものとする。

(審議機関および審議事項)

第6条 研究インテグリティ・マネジメントに関する以下の事項について、研究推進委員会で審議を行う。

- (1) 研究インテグリティに係る規程等の制定および改廃の審議に関する事項
- (2) 研究インテグリティに係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティに係るマネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティに係る教育研修に関する事項
- (5) その他研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する重要事項

(専門委員会)

第7条 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため

必要があるときは、安全保障輸出管理に関しては安全保障輸出管理専門委員会で、利益相反のマネジメントに関しては利益相反マネジメント専門委員会で調査審議を行う。

なお、安全保障輸出管理専門委員会または利益相反マネジメント専門委員会で判断できない事項については、研究推進委員会において調査審議を行う専門委員会に指示する。

(相談窓口)

第8条 本学の研究インテグリティに関する相談等に対応するため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口を担当者を置き、事務局地域連携・研究支援課研究推進室の職員をもって充てる。

(事務)

第9条 研究インテグリティに関する事務は事務局地域連携・研究支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティ・マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。